

令和 5 年度 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合評価について（案）

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会は、市長より諮問を受け、狛江市の市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価を実施し、あわせて、これまでの現状分析と評価によって抽出された課題解決に向けた方策を提言としてまとめた。

市として、様々な施策のより良い実施を目指して試行錯誤し続ける姿勢をもって、参加と協働の推進をお願いし、以下 2 つの提言をもって、当審議会の答申とする。

■ 提言 1. 市民公益活動事業補助金の見直し

市民公益活動を行う団体に対する財政的支援である市民公益活動事業補助金は、4 月に入ってから制度の周知及び申請を受け付け、選考会を経て、交付決定をしてからの取組が対象経費となっている。そのため概ね 7 月以降に実施する事業が対象となり、交付決定後の事業実施に向けた準備期間も十分に確保することも難しい。また、年度当初から実施することが好ましい事業は申請することができないことや、1 年を通して事業が実施できないなどの課題もある。

補助金による事業効果を高めるとともに、団体にとってより活用しやすくなるよう、前年度に申請受付や選考を行うなど、年度当初から事業が実施できるような仕組みを検討していただきたい。

■ 提言 2.

第一章 総合的評価について

狛江市（以下「市」という。）は、平成 15 年 4 月に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行し、以降、様々な市民参加手続きと市民協働事業を実施してきた。

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）は、基本条例第 28 条第 1 項の規定により設置され、同条第 2 項第 2 号の規定により、「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施」について、市長より諮問を受け、実施するものである。

第二章 市民参加の評価

1. 令和 4 年度 市民参加の実施状況

（1）市民参加手続き等の種類

市民参加の定義：

「行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること」（狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（以下「基本条例」という。）第 2 条第 1 号）

市民参加に関する具体的な手続き

- 1 審議会等（基本条例第 2 章第 2 節）
- 2 パブリックコメント（同第 3 節）
- 3 公聴会（同第 4 節）
- 4 その他の市民参加手続き（説明会、ワークショップ、フォーラムまたはシンポジウムなど）（同第 5 節）

（2）市民参加の実施状況等

◆審議会等

（公募市民委員の充足率）

資料 3-4 95.6%（令和 3 年度：95.5%、令和 2 年度：85.0%）

（公募市民委員の女性割合）

資料 3-4 51.2%（令和 3 年度：54.0%、令和 2 年度：54.0%）

（審議会等の公開）

原則公開。

（会議の開催予定の公表）

資料 3-2 会議の開催予定を事前に公表していない審議会等も多くあった。

◆パブリックコメント

6 事業（令和 3 年度：4 事業）

資料 3-5 条例関係 3 事業、計画関係 3 事業

◆公聴会

平成 17 年 1 月に、ゴミの有料化問題に関する公聴会以来実施されていない。

◆その他の市民参加手続き

資料 3-6

12 件（令和 3 年度：13 件）

内訳：市民説明会 6 件（令和 3 年度 5 件）、市民フォーラム 1 件（令和 3 年度 2 件）

シンポジウム 0 件（令和 3 年度 0 件）

その他 5 件（ワークショップ 3、懇談会 2）（令和 3 年度 6 件）

(3) 市民モニター

情報発信：13 件（令和 3 年度：7 件）

アンケート調査：0 件（令和 3 年度：0 件）

(4) 審議会等の委員アンケート集計結果

資料 3-3

令和 4 年度に市の審議会等に参加していた公募市民委員を対象に行ったアンケート結果の特徴は次のとおりである。

- 1 回答者の年代は 70 代が 33.3%と最も多く、続いて 60 代が 22.2%、50 代が 17.8%であった。なお、20 代が 2.2%、30 代が 6.7%と少ない結果となった。
- 2 審議会等に参加したきっかけ・理由については、「審議内容に興味・関心があった」が 23.3%と最も多く、続いて「市政に協力したかった」が 17.6%、「市民参加・市民委員に興味があった」が 15.0%であった。
- 3 会議の審議内容について、「充実していた」は前年度の 76.7%より減少し 72.2%であった。また、会議において「十分発言できた」と感じた方は前年度 57.0%より減少し 51.7%であったが半数を上回った。会議の中で「意見が取り入れられた」と思う方は前年度の 72.0%には及ばなかったが 69.0%と高水準であった。
- 4 会議への参加については、86.4%が「良かった」と回答しており、今後「積極的に応募したい」は 49.4%であった。一方で「もう応募しない」は 25.8%で、その理由として「年齢・健康面」が 48.1%、「多くの市民に参加してほしい」が 44.4%と多かった。
- 5 オンラインによる会議運営については、「審議に影響はなかった」が 21.8%と最も多かったが、「オンライン環境が安定していなかった」と「会議室で参加する方が安心だった」も各 20.7%と同程度の回答であった。また、オンラインによる会議開催については、「オンライン・会議室等での参加等選択肢があるとよい」が 54.8%と最も多かった。

2. 市民参加の実施等に係る評価

- ・市民参加手続きについては、審議会等における公募市民委員についても、充足率も高く、女性委員の割合も半数を超えており、評価できるものであった。
- ・無作為抽出による公募市民委員の募集が、新たに参加する市民の参加につながっているも

のと思われる。

- ・オンラインでの参加も併用して開催している審議会等も増えており、参加しやすい機会が準備されているものの、「オンライン環境が安定していない」という声もあり、会議を円滑に進行するためにも、改めて環境を確認いただくとともに、オンラインでの参加の場合、会議の雰囲気をつかみづらいこともあるので、会議の進行についても工夫が必要である。
- ・依然として参加者の年齢層が高いことから、現役世代も参加を促すような仕組みが必要である。
- ・審議会等は原則公開とされ、会議録等も公表されているものの、会議の開催予定を事前に公表できていない審議会等もあるため必要な情報は、積極的に周知するよう努めていただきたい。

第三章 市民協働の評価

1. 令和4年度 市民協働の実施状況

(1) 市民協働事業の種類

市民協働の定義：「市の実施機関と市民公益活動を行う団体が行政活動等について共同して取り組むこと」（基本条例第2条第2号）

※令和5年度から市民協働の定義を改正（令和5年4月1日施行）

「市民公益活動を行う市民、団体、事業者及び市の実施機関が相互に連携し行政活動等について共同して取り組むこと」

市民協働事業の種類

- 1 財政的支援
- 2 参入の機会提供
- 3 共催・後援
- 4 意見交換・情報交換

(2) 市民協働の実施状況等

◆財政的支援

40件（令和3年度：38件）

資料 3-8 支援団体数：145団体（令和3年度：150団体）

うち市民公益活動事業補助金 スタート補助金1件、チャレンジ補助金0件

◆参入の機会提供（委託、協定等）

37件（令和3年度：38件）

うち市民協働事業提案制度 2件（行政提案型1件、市民提案型1件）

※令和3年度決定事業2件を令和4年度に実施

※令和4年度決定事業1件（令和5年度に事業実施予定）

◆共催・後援

123 件（令和 3 年度：89 件）

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に件数が減少となった前年度から、大きな改善の傾向が見られる。

◆意見交換・情報交換

4 件（令和 3 年度：9 件）

2. 市民協働の実施等に係る評価

- ・ 令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきたことから、活動を再開する団体も増え、市との共催・後援事業も増加した。
- ・ 財政的な支援である「市民公益活動事業補助金」の申請件数が少なく、団体の成長や地域の課題解決に資する取組の支援になるよう制度の見直しを検討していただきたい。
- ・ 市民活動支援センターは、周知に向けたイベントや SNS 等による情報発信は行っているものの、依然として市民の認知度が低い状況にある。
- ・ 何らかの活動をしてみたいという個人に対する後押しとなるような活動や、団体と個人、団体と行政や事業者など多様な主体のマッチングや連携につながるような支援を積極的に行っていただきたい。